

（別紙）

欧州連合の計画への日本国政府の参加に関する日本国政府と欧州連合との間の協定

前文

一方の締約者である日本国政府及び他方の締約者である欧州連合（以下「連合」という。）（以下日本国政府及び連合をそれぞれ「締約者」といい、併せて「両締約者」という。）は、

日本国政府が連合の計画及び活動に参加するための明確な条件を定める両締約者間の協力のための持続的な枠組み並びに個々の連合の計画又は活動におけるそのような参加の枠組みの設定を円滑にする仕組みを設けることを希望し、

特に二千九百九十一年十一月三十日にブリュッセルで作成された科学技術における協力に関する日本国政府と欧州共同体（注１）との間の協定及び二千九百八十八年七月十七日に東京で作成された日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定を通じて確立された両締約者の共通の目標、価値観及び強固なつながりを考慮し、並びに両締約者がその関係及び協力を一層発展させ、強化し、促進し、及び拡充するとういう共通の願望を有していることを認識し、

研究及びイノベーションにおける両締約者間の国際協力を支える共通の基本的価値及び原理（例えば、研究における倫理及び健全性、ジェンダーの平等及び機会の均等）が極めて重要であることを認識し、また、大学を含む研究及びイノベーションの分野における組織間の協力並びに研究者の国境を越えた分野横断的な移動を円滑にするための魅力的な研究の経歴に関する最良の慣行及び情報の交換を促進し、及び円滑にし、科学的知識及びイノベーションの自由な流通を促進し、学問の自由及び科学的調査の自由の尊重を促進し、並びに科学に関する教育及び意思疎通に係る活動を支援するという両締約者の共通の目的を認識し、

地球的規模の課題に対処し、及びそれぞれの産業競争力を高めるために、研究に関する能力の支援及び強化を目的とする研究及びイノベーションに関する活動並びに連合の任務に対して相互に協力し、及び貢献し、その結果として、国際連合の持続可能な開発目標を支えるために我々の社会に変革的かつ体系的な影響を達成するという両締約者の意図を認め、

国際連合の「我々の世界を変革する…持続可能な開発のための二〇三〇年アジェンダ」における人間、地球及び繁栄のための行動計画に沿って地球的規模の課題に対処するために国際的なパートナーと力を合わせることにより国際社会を主導する両締約者の取組を考慮し、また、研究及びイノベーションがイノベーション

主導の持続可能な成長並びに経済的な競争力及び魅力に対する重要な推進力及び不可欠な手段であることを認め、

連合の計画であるホライズン・ヨーロッパ―研究及びイノベーションのための枠組計画（以下「ホライズン・ヨーロッパ計画」という。）が欧州議会及び閣僚理事会の規則（E U）第二〇二一・六九五号（注²）により設立されたので、

同規則（E U）同号に定める一般原則を認識し、

必要十分な研究資源の集積（クリティカル・マス）及び長期的な展望を必要とする研究及びイノベーションの分野における連合の優先事項に大きく寄与する協調的な研究及びイノベーションの取組を通じて欧州の最も喫緊の課題の一部に対処する欧州パートナーシップの役割並びに同パートナーシップへの準参加国の関与の重要性を強調し、

両締約者が、特にそれぞれの戦略的な資産、利益、自主性又は安全保障に関連する措置を含め、それぞれの研究及びイノベーションに関する計画への参加について制限し、又は条件を付する権利を留保することを認めつつ、互いの研究及びイノベーションに関する計画への相互の参加が相互の利益をもたらすことを認識

し、

この協定が、特に日本国の法制における特定の制約を考慮し、かつ、とりわけ日本国政府の予算上の制約を考慮した上で、第三国による連合の計画への参加に関する連合のモデル協定に対する特定の調整（健全な財務管理の原則の保護に関するものを含む。）を要求しているために例外的なものとみなされること及びこれらの調整が連合の計画への参加に関する日本国政府又は他の第三国との将来の協定の先例となるものではないことを宣言して、

次のとおり協定した。

注1 日本国政府及び連合は、二千九年十一月三十日付け口上書を引用した二千十一年三月二十九日付け口上書の交換により、二千九年十一月三十日にブリュッセルで作成された科学技術における協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定において「欧州共同体」とあるのは、「欧州連合」と読み替えるとの認識を共有した。

注2 二千二十一年四月二十八日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（EU）第二〇二一・六九五号（ホライズン・ヨーロッパ計画を設立し、参加及び普及のための規則を定め、並びに欧州議会及び閣僚理事会の規則（EU）第二二九〇・二〇一三号及び第二二九一・二〇一三号を廃止するもの）（二千二十一年五月十二日の連合の官報（OJ EU L 一七〇）一ページ。ELI:

第一条 対象となる事項

この協定は、連合の計画又は活動への日本国政府の参加に適用される条件を定める。

第二条 定義

この協定の適用上、次の定義を適用する。

(a) 「基本的文書」とは、次の文書をいう。

- (i) 計画を設立する一又は二以上の連合の機関の法的文書（勧告及び意見を除く。）であって、措置のための法的根拠及び連合の一般予算（以下「連合の予算」という。）に計上された対応する支出又は連合の予算に裏付けられた予算の保証若しくは財政的援助の実施のための法的根拠を提供するもの（当該法的文書の改正及び改正された当該法的文書を補足し、又は実施する連合の機関の関連する法的文書を含む。ただし、作業計画を採択するものを除く。）

- (ii) 計画以外の連合の予算を財源とする活動を設立する一又は二以上の連合の機関の法的文書（勧告及び意見を除く。）（当該法的文書の改正及び改正された当該法的文書を補足し、又は実施する連合の

機関の関連する法的文書を含む。ただし、作業計画を採択するものを除く。）

- (b) 「資金供与契約」とは、日本国政府が参加するこの協定の議定書に基づく連合の計画及び活動に関連する契約であつて、連合の資金を執行するもの（助成金に関する契約、拠出金に関する契約、資金調達
の枠組みに関するパートナーシップ契約、資金調達に関する契約及び保証契約を含む。）をいう。

- (c) 「連合の計画及び活動の実施に関連する他の規則」とは、連合の予算に適用される欧州議会及び閣僚
理事会の規則（EU、ユーラトム）第二〇二四・二五〇九号（注）（以下「財政規則」という。）に定
める規則及び作業計画、公募手続又は他の連合の資金交付手続に定める規則をいう。

注 連合の一般予算に適用される財務規則に関する二千二十四年九月二十三日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（EU、ユーラ

トム）第二〇二四・二五〇九号（二千二十四年九月二十六日の連合の官報（OJ EU L 二〇二四・二五〇九）。ELI:

<http://data.europa.eu/eli/reg/2024/2509/oj>）

- (d) 「連合の資金交付手続」とは、連合又は連合の資金の執行を委託された個人若しくは事業体が開始す
る連合の資金を交付するための手続をいう。

- (e) 「日本の事業体」とは、日本国に居住する自然人又は日本国において設立された法人であつて、基本

的文書に基づき連合の計画又は活動に関する活動に参加するものをいう。

(f) 「会計年度」とは、一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。

第三条 参加の枠組みの設定

1 日本国政府は、基本的文書に基づき、及びこの協定の議定書の対象となる範囲において、日本国政府が参加することができる連合の計画又は活動（例外的な場合には、それらの一部）に参加し、及び貢献することを認められる。

2 ホライズン・ヨーロッパ計画への日本国政府の参加のための具体的な条件は、この協定の議定書であるホライズン・ヨーロッパ研究及びイノベーションのための枠組計画（二千二十一年から二千二十七年まで）への日本国政府の準参加に関する議定書に定める。

同議定書は、第十七条8の規定にかかわらず、第十四条の規定に基づいて設置される合同委員会（以下「合同委員会」という。）が改正することができる。

3 日本国政府が他の個別の連合の計画又は活動に参加するための具体的な条件は、第十七条8の規定にかかわらず、合同委員会が採択し、及び改正するこの協定の議定書に定める。

4 この協定の議定書には、次のことを定める。

(a) 日本国政府が参加する連合の計画又は活動（例外的な場合には、それらの一部）を特定すること。

(b) 参加の期間を定めること。この期間は、日本国政府及び日本の事業体が連合の資金を申請し、又は連合の資金の執行を委託されることができる期間をいうものとする。

(c) 日本国政府及び日本の事業体の参加に関する具体的な条件（第六条及び第七条に定める財政上の条件の実施に関する具体的な運用方法、第八条に定める修正の仕組みに関する具体的な運用方法並びに連合の計画又は活動を実施するために創設された機構への参加のための条件を含む。）を定めること。これらの具体的な条件は、この協定並びに基本的文書及び当該機構を設立する一又は二以上の連合の機関の文書に適合するものでなければならない。

(d) 適用可能な場合には、金融上の手段又は予算の保証を通じて実施される連合の計画に対する日本国政府の拠出金の額を定めること。

第四条 連合の計画又は活動に関する規則の遵守

1 日本国政府は、この協定、その議定書、基本的文書並びに連合の計画又は活動（例外的な場合には、そ

れらの一部）に適用可能な連合の計画及び活動の実施に関連する他の規則に定める条件に基づき、この協定の議定書の対象となる範囲において、当該連合の計画又は活動（例外的な場合には、それらの一部）に参加する。

2 1に規定する条件には、次の事項を含む。

(a) 日本の事業体の適格性及び日本国政府に関連する他の適格性に関する条件（特に、出生地若しくは設立地、活動を行う場所又は国籍に関するもの）

(b) 申請の提出、評価及び選定並びに適格性のある日本の事業体による措置の実施に適用される条件

3 2(b)に規定する条件は、1に規定する条件に別段の定めがある場合を除くほか、連合の構成国（以下「構成国」という。）の適格性のある事業体に適用される条件（連合の制限的な措置（注）を尊重することを含む。）と同等の条件とする。

注 連合の制限的な措置とは、欧州連合に関する条約又は欧州連合の運営に関する条約に基づいて採択される制限的な措置をいう。

第五条 連合の計画又は活動の管理における日本国政府の参加

1 日本国政府の代表者若しくは専門家又は日本国政府が指定する専門家は、構成国の代表者若しくは専門家又は構成国が指定する専門家が参加する委員会、専門家グループの会合その他これらに類する会合であつて、連合の計画若しくは活動（例外的な場合には、それらの一部）の実施及び運営において欧州委員会を補助するもの又は第三条の規定に基づいて日本国政府が参加する当該連合の計画若しくは活動（例外的な場合には、それらの一部）に関連する連合の法令の実施に関して欧州委員会が設置するものにおいて、オブザーバーとして参加することを認められる。ただし、これらの会合が構成国のみに留保された事項に関係するものである場合又は連合の計画若しくは活動（例外的な場合には、それらの一部）であつて日本国政府が参加しないものに関係するものである場合は、この限りでない。日本国政府の代表者若しくは専門家又は日本国政府が指定する専門家は、投票の際には出席しない。日本国政府は、投票の結果について通報を受ける。

2 専門家又は評価者が国籍に基づいて任命されない場合には、国籍は、日本国民を除外する理由とはならない。

3 1に規定する会合又は連合の計画若しくは活動の実施に関連する他の会合への日本国の代表者又は専門

家の参加は、1に規定する条件に基づき、特に発言権並びに情報及び文書の受領に関し、構成国の代表者に適用される規則及び手続と同一の規則及び手続により規律される。ただし、これらの会合が構成国のみに留保された事項に関係するものである場合又は連合の計画若しくは活動（例外的な場合には、それらの一部）であつて日本国政府が参加しないものに関係するものである場合は、この限りでない。この協定の議定書には、旅費及び滞在費の払戻しに関する追加的な方法を定めることができる。

4 この協定の議定書には、それぞれの連合の計画への専門家の参加並びに各議定書に定める連合の計画又は活動を実施するために設置される運営理事会及び機構への日本国政府の参加に関する追加的な方法を定めることができる。

第六条 財政上の条件

1 日本国政府又は日本の事業体による連合の計画又は活動（例外的な場合には、それらの一部）への参加は、連合の予算に基づく対応する資金に対する日本国政府の拠出を条件とする。

2 日本国政府は、第十七条4の規定の適用を妨げることなく、自国の法令に基づき、及びその年次予算の範囲内で、拠出を行う。

3 拠出金は、それぞれの連合の計画又は活動（例外的な場合には、それらの一部）について、次の額の合計の形式をとる。

(a) 運営分担金（6に定義する緊急時予備費を含む。）

(b) 参加費

4 拠出は、一回払又は二回以上の分割払による年次支払の形式をとる。

5 参加費は、10及び次条の規定の適用を妨げることなく、年次運営分担金の四パーセントとし、及び遡及的な調整の対象とならない。参加費の水準は、二千二十八年の時点において、合同委員会が調節することができる。

6 運営分担金は、運営及び支援のための経費を賄うものとし、この協定の各議定書の対象となる連合の計画又は活動（例外的な場合には、それらの一部）のために最終的に採択される連合の予算に計上された額（連合の計画及び活動に対する他の拠出者からの拠出から生ずるものではない外部割当収入がある場合には、当該外部割当収入によって増額されたもの）の約束予算及び支払予算の双方において追加的に充てられる。欧州委員会は、第十二条に規定する金銭上の義務の額であって日本の事業体から回収することがで

きないものを賄うため、運営分担金の一定の割合（以下「緊急時予備費」という。）を緊急時のために留保する。この緊急時予備費は、次条に定める遡及的な調整の仕組み及び第八条に定める修正の仕組みの対象とならない。この目的のために留保される運営分担金の割合は、この協定の各議定書に定める。

7 運営分担金（緊急時予備費を除く。）は、市場価格における連合の国内総生産（以下「GDP」という。）に対する市場価格における日本国のGDPの割合として定義される拠出比率に基づくものとする。適用される市場価格におけるGDPは、欧州委員会の専門部局が、年次支払の期限が到来する年の前年における予算の算出に利用可能な最新の統計資料に基づいて決定する。この拠出比率の調節については、この協定の各議定書に定めることができる。

8 運営分担金（緊急時予備費を除く。）は、6の規定により増額された当初の約束予算に対する拠出比率の適用に基づき算出するものとし、日本国政府が参加する連合の計画又は活動（例外的な場合には、それらの一部）の費用を賄うために、適用される年度について最終的に採択される連合の予算に計上される。

9 二千二十六年及び二千二十七年のホライズン・ヨーロッパ計画に対する日本国政府の年次運営分担金は、7及び8の規定にかかわらず、この協定の議定書であるホライズン・ヨーロッパ―研究及びイノベーション

シヨンのための枠組計画（二千二十一年から二千二十七年まで）への日本国政府の準参加に関する議定書の附属書Ⅰに定める固定額とする。

10 3(b)に規定する参加費は、二千二十六年及び二千二十七年は、次の割合とする。

二千二十六年については、三パーセント

二千二十七年については、四パーセント

11 連合は、要請があったときは、日本国政府が参加する連合の計画又は活動（例外的な場合には、それらの一部）に関し、連合の予算当局及び執行当局に提供される予算、会計、実績及び評価に関連する情報に含まれる日本国政府の拠出に関連する情報を日本国政府に提供する。当該情報は、日本国及び連合の秘密性及び情報の保護に関する規則に妥当な考慮を払って提供されるものとし、この協定に基づいて日本国政府が受領する権利を有する情報に影響を及ぼすものではない。

12 日本国政府の拠出又は連合からの支払の全て及び支払うべき額又は受領すべき額の算出は、ユーロ建てで行われる。

13 この条の規定の実施に関する詳細な規定は、この協定の各議定書に定める。

第七条 運営分担金の調整の仕組みが適用される連合の計画及び活動

1 N年における連合の計画又は活動（例外的な場合には、それらの一部）の運営分担金は、特定の議定書に定めがある場合には、当該N年の約束予算に基づいて行われた予算上の約束、法的な約束を通じたその実施及び当該予算上の約束の取消しに基づき、一又は二以上の継続する年において遡及して調整することができる。

2 最初の運営分担金の調整は、Nプラス一年において、N年の運営分担金の額と次の(a)と(b)との合計額にN年の拠出比率（特定の議定書に係数についての定めがある場合には、当該係数を適用して調節されたもの）を適用して算出された補正済みの運営分担金の額との差額によって行われる。

(a) 表決された連合の予算の下でN年に承認された約束予算及び再び利用可能となった予算上の約束の取消しに対応する約束予算に基づいて行われた予算上の約束の額

(b) この協定の各議定書の対象となる連合の計画及び活動に対する他の拠出者からの拠出から生ずるものではない外部割当収入予算であって、N年の末日に利用可能であったもの

3 連合は、その後の各年（N年に生じた約束予算を財源とする全ての予算上の約束の額が支払われるか又

は取り消されるまでの間であつて、かつ、連合の計画の終了の時又はN年に対応する多年次の財政枠組みの終了の時のいずれか早い方時から遅くとも三年以内に限る。）において、連合の予算又は再び利用可能となった予算上の約束の取消しを財源とするN年の予算上の約束について当該その後の各年において取り消された額に対しN年の拠出比率（この協定の各議定書に定めがある場合には、調節されたもの）を適用して得られる額を日本国政府の運営分担金から減額することにより、N年の運営分担金の調整の計算を行う。

4 この協定の各議定書の対象となる連合の計画及び活動に対する他の拠出者からの拠出から生ずるものではない外部割当収入予算が取り消された場合には、それぞれの連合の計画又は活動（例外的な場合には、それらの一部）に対する日本国政府の運営分担金は、N年の拠出比率（各議定書に定めがある場合には、調節されたもの）を取り消された額に適用して得られる額が減額される。

第八条 自動的な修正の仕組みが適用される連合の計画及び活動

1 自動的な修正の仕組みは、連合の計画又は活動（例外的な場合には、それらの一部）であつて、この協定の各議定書に自動的な修正の仕組みの適用を定めているものについて適用する。自動的な修正の仕組み

の適用は、この協定の各議定書に定める連合の計画又は活動の一部であつて、競争的な公募が行われる助成金によって実施されるものに限定することができる。自動的な修正の仕組みが適用される連合の計画若しくは活動の部分又は適用されない連合の計画若しくは活動の部分の特定に関する細則は、この協定の各議定書に定めることができる。

2 連合の計画又は活動（例外的な場合には、それらの一部）に関する自動的な修正の額は、該当する年の約束予算を財源とする日本国政府又は日本の事業体との間で実際に結ばれた法的な約束の当初の額と日本国政府が支払ったこれに対応する運営分担金（関連する議定書に定めがある場合には、前条の規定に基づいて調整された額であつて、支援のための経費を除き、かつ、同一の期間を対象とするもの）との差額とする。

3 2に規定する法的な約束（コンソーシアムの場合を含む。）の関連する額の設定及び自動的な修正の算出に関する細則は、この協定の各議定書に定めることができる。

第九条 検査及び監査

1 連合は、一又は二以上の連合の機関又は団体の適用可能な文書に基づき、関連する合意又は契約に定め

るところにより、及び資金供与契約への署名により表明される受益者の同意を得て、当該資金供与契約の当事者である日本の事業体の施設及び関連する契約に基づいて当該資金供与契約を実施する当該日本の事業体のために活動する第三者の施設において、技術的、科学的及び財務的な検査及び監査又は他の種類の検査及び監査を行う権利を有する。検査及び監査に関連する連合の規則については、資金供与契約その他関連する契約において記載する。検査及び監査は、連合の機関及び団体（特に欧州委員会及び欧州会計検査院）の代理人又は連合の法令に基づき欧州委員会によって委任を受けた他の者が実施することができ、連合の機関及び団体の代理人並びに欧州委員会によって委任を受けた他の者は、日本国の領域内で資金供与契約その他関連する契約に基づいて職務を遂行する場合には、日本国の法令に適合する方法によって行動しなければならない。

2 日本国政府により指定された連絡部局は、1の規定の適用を妨げることなく、検査又は監査の対象、目的及び法的根拠について、事前に合理的な期間内に通報を受ける。

3 連合の機関及び団体（特に欧州委員会及び欧州会計検査院）の代理人並びに欧州委員会によって委任を受けた他の者は、1に規定する検査又は監査を実施する場合には、資金供与契約その他関連する契約に基

づき、敷地、成果物、文書（電子的方式及び書面によるもの）並びに当該検査及び監査を実施するために必要な全ての情報への適切なアクセス（資金供与契約の当事者である日本の事業体及び関連する契約に基づいて当該資金供与契約を実施する当該日本の事業体のために活動する第三者が保有するあらゆる文書又はデータ媒体の内容の有形の又は電子的な写し及び抜粋を取得する権利を含む。）を認められる。

4 日本国政府は、1に規定する検査及び監査を阻止し、又は妨害する目的で、日本国への入国又は資金供与契約の当事者である日本の事業体及び他の関連する契約に基づいて当該資金供与契約を実施する当該日本の事業体のために活動する第三者の施設への立入りに関する措置を採用し、又は強化してはならない。

この4の規定は、日本国政府が、一般に適用される措置（一般的な査証に係る要件に関するものを含む。）を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。こうした一般に適用される措置は、1に規定する検査及び監査を無効にし、又は損なうものとみなしてはならない。

5 1に規定する検査及び監査は、第十七条4の規定に基づくこの協定の議定書の適用の停止、この協定の暫定的な適用の停止又はこの協定の終了の後においても、一又は二以上の連合の機関又は団体の適用可能な文書に定める条件に基づき、及び関連する議定書の適用の停止、この協定の暫定的な適用の停止又はこ

の協定の終了が効力を生ずる日の前に連合の予算を実施するために連合が結んだあらゆる法的な約束に関連する合意又は契約に規定するところにより、実施することができる。

第十条 不正行為からの連合の財政的利益の保護

1 欧州委員会及び欧州不正対策局は、関連する資金供与契約及び他の適用可能な契約に基づき、並びにこれらの契約に定める範囲内で、資金供与契約の当事者である日本の事業体又は他の関連する契約に基づいて当該資金供与契約を実施する当該日本の事業体のために活動する第三者の施設を含む日本国の領域内で、不正行為から連合の財政的利益を保護することを目的とするそれぞれの任務を遂行する権限を有する。欧州委員会及び欧州不正対策局は、一又は二以上の連合の機関の適用可能な文書の定める条件に基づいて活動を行う。欧州委員会及び欧州不正対策局は、また、日本国の法令に適合する方法により行動する。

2 指定された日本国の連絡部局は、1に規定する資金供与契約又は関連する契約に関する不正行為、詐欺その他の違法行為であって連合の財政的利益に影響を及ぼすものに関する事実又は疑いを知るに至った場合には、合理的な期間内に欧州委員会又は欧州不正対策局に通報する。

3 欧州委員会又は欧州不正対策局の職員は、1に規定する活動の枠組みの中で、1に規定する日本の事業体の施設及び当該日本の事業体のために活動する第三者の施設への立入りが認められる権利を有する。

4 1に規定する日本の事業体の施設及び当該日本の事業体のために活動する第三者の施設において行われる活動は、欧州委員会又は欧州不正対策局が、指定された日本国の連絡部局と緊密に協力して準備し、及び実施する。指定された日本国の連絡部局が特定する職員は、当該活動に参加することができる。指定された日本国の連絡部局は、日本国の職員の当該活動への参加を確保し、特に、適当な場合には、日本国の法令の下で当該参加のために必要とされる内部手続を開始し、及び必要に応じ、欧州委員会又は欧州不正対策局の要請に基づき支援を行うことができるように、当該活動の対象、目的及び法的根拠について、事前に合理的な期間内に通報を受ける。

5 1に規定する活動は、指定された日本国の連絡部局による要請に基づき、欧州委員会又は欧州不正対策局と共同で実施することができる。

6 欧州委員会及び欧州不正対策局は、関連する業務に関する全ての情報及び文書（コンピュータ・データを含む。）であって1に規定する活動の適切な実施のために必要とされるものへのアクセスの権利を有す

る。欧州委員会及び欧州不正対策局は、特に、資金供与契約及びその他の契約に基づき、並びにこれらの契約に定める範囲内で、関連する文書を複写することができる。

7 指定された日本国の連絡部局は、日本の事業体又は当該日本の事業体のために活動する第三者が欧州委員会又は欧州不正対策局に対してアクセスを提供することに抵抗する場合には、日本国の法令に基づいて行動しつつ、欧州委員会又は欧州不正対策局がその活動を行うに当たり任務を遂行することができるよう、これらの機関を支援する。このこととの関連において、指定された日本国の連絡部局は、また、欧州委員会又は欧州不正対策局が活動を行う中で知るに至った日本国における犯罪に関連する事実又は疑いにつき、当該犯罪の捜査のための証拠の保全を目的として、日本国の権限のある法執行当局に対する情報提供を円滑にすることができる。

8 欧州委員会又は欧州不正対策局は、1に規定する活動の結果を指定された日本国の連絡部局に通報する。欧州委員会又は欧州不正対策局は、特に、当該活動を行うに際して知るに至った不正行為に関する事実又は疑いを可能な限り速やかに指定された日本国の連絡部局に報告する。

9 欧州委員会は、日本国の刑法の適用を妨げることなく、連合の法令に基づき、1に規定する日本の事業

体に対し行政上の措置をとり、及び不利益を課することができる。

10 この条の規定を適切に実施するため、欧州委員会又は欧州不正対策局及び指定された日本国の連絡部局は、定期的に情報を交換し、及びいずれかの締約者の要請に応じて相互に協議する。

11 日本国政府は、欧州不正対策局との効果的な協力及び情報の交換を促進するため、連絡部局を指定する。

12 欧州委員会又は欧州不正対策局と指定された日本国の連絡部局との間の情報の交換は、秘密の取扱いに係る要件に十分に留意して行う。情報の交換に含まれる個人情報情報は、日本国及び連合の適用可能な法令に基づいて保護する。

第十一条 連合の財政的利益に影響を及ぼす犯罪に関する協力

日本国政府は、適用可能な国際協定及び二国間協定並びに日本国の法令に基づき、連合の財政的利益に影響を及ぼす犯罪を行った者及びその共犯者の捜査及び訴追において、構成国の権限のある当局又は欧州検察庁と協力する。

第十二条 回収及び執行

1 欧州委員会は、資金供与契約に基づく請求に関し、関連する資金供与契約の当事者である日本の事業体（国を除く。）に対し金銭上の義務を課する決定を採択することができる。欧州委員会は、次条の規定に基づき当該決定が当該日本の事業体に通報された後、当該日本の事業体が所定の期間内に支払わない場合には、指定された日本国の連絡部局に対して当該決定を通報する。日本国政府は、その通報を受けた後、当該日本の事業体が欧州委員会に対して当該金銭上の義務の額を支払うよう、当該日本の事業体に対して全ての適当な措置をとる。欧州委員会は、指定された日本国の連絡部局に対して当該通報を行った日から三箇月を経過した後においても当該日本の事業体が当該金銭上の義務の額を支払わない場合には、未払の当該金銭上の義務の額を緊急時予備費から賄う。

2 日本国政府は、金銭上の義務が課された日本の事業体からその額の還付を求めることができるものと
し、また、欧州委員会は、日本国政府の要請があった場合には、その目的のために関連する文書を提供する。

3 日本国政府は、欧州委員会に対し、指定された日本国の連絡部局を通報する。

4 欧州連合司法裁判所は、1に規定する欧州委員会の決定の合法性を審査し、及びその執行を停止する管

轄権を有する。

第十三条 連絡及び情報の交換

この協定の実施のため、連合の計画又は活動の実施又は管理に關与する連合の機關及び団体は、關連する資金供与契約の当事者である日本の事業体又は契約に基づいて当該資金供与契約を実施する日本の事業体のために活動する第三者と直接の連絡（電子的な情報交換のシステムを通じたものを含む。）を行うことができる。当該日本の事業体及び当該第三者は、關連する資金供与契約及び他の適用可能な契約並びに連合の計画又は活動に適用可能な連合の法令に基づいて提出することを求められる關連する情報及び文書を連合の機關及び団体に直接に提出することができる。

第十四条 合同委員会

- 1 この協定により合同委員会を設置する。合同委員会は、日本国政府及び連合の代表者で構成する。
 - 2 合同委員会は、その手続規則を採択する。
 - 3 合同委員会の任務には、次の任務を含む。
- (a) 特に次の事項について、この協定及びその議定書の実施状況を評価し、及び検討すること。

- (i) 日本の事業体による連合の計画又は活動への参加及びその実績
- (ii) 適当な場合には、日本国又は連合において設立された事業体がそれぞれ他方の計画、活動、措置又は事業（例外的な場合には、それらの一部）に参加するための相互の開放の水準
- (iii) この協定の議定書の対象となる連合の計画又は活動に適用される拠出の仕組み及び適当な場合には自動的な修正の仕組みの実施
- (iv) 知的財産権を含む成果の利用に関する情報の交換及び適当な場合には問題の調査
- (b) いずれかの締約者の要請に基づき、両締約者がそれぞれの研究及びイノベーションに関する計画へのアクセスについて適用し、又は予定している制限（特に、両締約者の戦略的な資産、利益、自主性又は安全保障に関連する措置のためのものを含む。）について討議すること。
- (c) 協力関係を改善し、及び発展させる方法について検討すること。
- (d) この協定の議定書の対象となる計画又は活動に関連する政策の将来の方針及び優先事項について共同で討議すること。
- (e) 特に、この協定及びその議定書の実施に関連する新たな法令、決定又は国の計画に関する情報を交換

すること。

(f) 連合の計画又は活動（例外的な場合には、それらの一部）への日本国政府の参加のための具体的な条件についてこの協定の議定書を採択し、又は必要に応じて決定により当該議定書を改正すること。

(g) この協定の議定書において緊急時予備費の割合を決定し、又は修正すること。

(h) 特に一又は二以上の連合の機関の文書の変更を考慮するため、決定により第九条及び第十条の規定を改正すること。

4 合同委員会の決定は、コンセンサス方式によって行う。合同委員会における両締約者の代表は、3 (f) から (h) までの規定に基づく決定のため、一方の締約者の法制上必要がある場合には、3 (f) から (h) までの規定の対象となるこの協定の新たな議定書又は現行の議定書若しくはこの協定の一部の改正が、当該一方の締約者が必要とされる法的な要件の充足及び手続の完了を他方の締約者の代表に対し書面により通報した日に効力を生ずることを明記する。

5 合同委員会は、特例的な場合には、この協定の実施を支援する専門家の作業部会又は諮問機関を設置することができる。

6 合同委員会は、少なくとも年一回及び特別の事情により必要な場合には、いずれかの締約者の要請により会合する。

第十五条 関係法令

この協定は、日本国及び連合のそれぞれの領域における関係法令に基づいて実施する。

第十六条 協議

両締約者は、この協定の解釈又は実施から生ずる両締約者間の問題について、合同委員会における討議を通じて友好的に解決するよう誠実に努める。

この協定の解釈又は実施から生ずる問題がいずれか一方の締約者によって提起されてから二箇月以内に合同委員会における討議を通じて解決されない場合には、いずれの締約者も、他方の締約者に対し当該問題について協議を要請することができる。両締約者は、交渉を通じて相違につき解決する。

第十七条 最終規定

1 この協定は、両締約者が効力発生のために必要なそれぞれの内部手続を完了した旨を相互に通告した日に効力を生ずる。この協定は、二千二十六年一月一日から適用する。この協定は、9の規定の適用を妨げ

ることなく、この協定の各議定書に定める日から当該議定書について適用する。

2 日本国政府及び連合は、それぞれ、日本国及び連合の法令に基づいてこの協定を暫定的に適用することができる。暫定的な適用は、両締約者がそのために必要なそれぞれの内部手続を完了した旨を相互に通告した日に開始する。

3 いずれか一方の締約者が他方の締約者に対し、この協定の効力発生のために必要な内部手続を完了しない旨を通告した場合には、当該他方の締約者がその通告を受領した日にこの協定の暫定的な適用を停止するものとし、当該日をこの協定の停止の日とする。

合同委員会の決定は、当該日にその効力を失う。

4 連合は、日本国政府がそれぞれの連合の計画又は活動の下で支払うべき拠出金の一部又は全部が支払われない場合には、この協定の関連する議定書の適用を停止することができる。

連合は、関連する連合の計画又は活動の実施及び運営を著しく損なう未払がある場合には、正式な督促の書簡を送付する。当該督促の書簡を送付した後二十執務日以内に支払が行われない場合には、この協定の関連する議定書の適用の停止は、連合から日本国政府に対して正式な通告の書簡によって通告され、日

本国政府が当該通告を受領した後十五日で効力を生ずる。

この協定の議定書の適用が停止された場合には、日本の事業体は、当該適用の停止が効力を生じた時に完了していない連合の資金交付手続に参加する資格を有しない。連合の資金交付手続は、その手続の結果として法的な約束が結ばれた時に完了したものとする。

当該適用の停止は、当該適用の停止が効力を生ずる前に関連する連合の計画又は活動の下で日本の事業体との間で結ばれた法的な約束に影響を及ぼすものではない。この協定の関連する議定書は、当該法的な約束について引き続き適用する。

連合は、支払われるべき拠出金の全額を受領したときは、直ちに日本国政府に通告する。当該適用の停止は、その通告の時に直ちに解除される。

日本の事業体は、当該適用の停止が解除された日において、当該日の後に関連する連合の計画又は活動の下で開始される連合の資金交付手続及び当該日の前に開始された連合の資金交付手続であつて申請の提出期限が到来していないものにつき、再び資格を有するものとする。

5 いずれの一方の締約者も、他方の締約者に対しこの協定を終了させる意思を書面によって通告すること

により、いつでもこの協定を終了させることができる。この協定は、全体としてのみ終了させることができる。終了は、他方の締約者がその通告を受領した日から三箇月で効力を生ずる。終了が効力を生ずる日をこの協定の終了の日とする。

6 この協定の暫定的な適用が3の規定に基づいて停止する場合又はこの協定が5の規定に基づいて終了する場合には、両締約者は、次のとおり合意する。

(a) この協定の暫定的な適用の期間中においてこの協定の適用を停止する前又はこの協定の効力発生の後においてこの協定が終了する前に法的な約束が結ばれた活動、措置又は事業（例外的な場合には、それらの一部）は、この協定及びその議定書に定める条件に基づいて完了する時まで継続する。

(b) この協定が暫定的に適用を停止し、又は終了するN年の関連する連合の計画又は活動に対する年次拠出金は、第六条の規定及びこの協定の各議定書に規定する関連する規則に基づいて全額を支払う。当該N年の関連する連合の計画又は活動に対する運営分担金は、調整の仕組みが適用される場合には、第七条の規定に基づいて調整される。調整の仕組み及び自動的な修正の仕組みの双方が適用される連合の計画又は活動については、当該N年の関連する運営分担金は、同条の規定に基づいて調整され、及び第八

条の規定に基づいて修正される。自動的な修正の仕組みのみが適用される連合の計画又は活動については、当該N年の関連する運営分担金は、同条の規定に基づいて自動的に修正される。関連する連合の計画又は活動に対する拠出金の一部として当該N年について支払う参加費は、調整されず、又は修正されない。

(c) この協定が暫定的に適用を停止し、又は終了した年の後に調整の仕組みが適用される場合には、この協定が適用されていた年について支払われた関連する連合の計画又は活動に対する運営分担金は、第七条の規定に基づいて調整される。調整の仕組み及び自動的な修正の仕組みの双方が適用される連合の計画又は活動については、当該運営分担金は、同条の規定に基づいて調整され、及び第八条の規定に基づいて自動的に修正される。自動的な修正の仕組みのみが適用される連合の計画又は活動については、当該運営分担金は、同条の規定に基づいて自動的に修正される。

7 両締約者は、この協定の終了又は暫定的な適用の停止から生ずる他のいかなる結果についても、合意により解決する。

8 この協定は、第十四条に別段の定めがある場合を除くほか、両締約者の書面による合意によってのみ改

正することができる。この8の規定に基づく改正の効力発生は、1に定めるこの協定の効力発生に適用される手続と同一の手続に従う。

9 第三条に規定する議定書は、この協定の不可分の一部を成す。

10 この協定は、ひとしく正文である日本語、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、アイルランド語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英文による。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十六年七月三十日にブリュッセルで作成した。

日本国政府のために

浜田 隆

欧州連合のために

マリア・クリステイーナ・ルツソ

ホライズン・ヨーロッパ―研究及びイノベーションのための枠組計画（二千二十一年から二千二十七年まで）への日本国政府の準参加に関する議定書

第一条 準参加の範囲

日本国政府は、欧州議会及び閣僚理事会の規則（EU）第二〇二一・六九五号（注¹）第四条1(b)に規定され、及び閣僚理事会決定（EU）第二〇二一・七六四号（注²）（いずれも最新のもの）によつて設立された特定の計画により実施される連合の計画であるホライズン・ヨーロッパ―研究及びイノベーションのための枠組計画（以下「ホライズン・ヨーロッパ計画」という。）の第二の柱「地球的規模の課題及び欧州の産業競争力」に準参加国として参加し、及び貢献する。

注¹ 二千二十一年四月二十八日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（EU）第二〇二一・六九五号（ホライズン・ヨーロッパ計画を設立し、参加及び普及のための規則を定め、並びに欧州議会及び閣僚理事会の規則（EU）第二九〇・二〇一三号及び第二二九一・二〇一三号を廃止するもの）（二千二十一年五月十二日の連合の官報（OJ E U L 一七〇）一ページ。ELI:

<http://data.europa.eu/eli/reg/2021/695/oj>

注2 二千二十一年五月十日の閣僚理事会決定（EU）第二〇二一・七六四号（ホライズン・ヨーロッパ計画を実施する特定の計画

を設立し、及び閣僚理事会決定第二〇一三・七四三・EU号を廃止するもの）（二千二十一年五月十二日の連合の官報（OJ

EU L 一六七）ページ。ELI: <http://data.europa.eu/eli/dec/2021/764/oj>

第二条 ホライズン・ヨーロッパ計画への参加に関する追加的条件

1 欧州委員会は、欧州議会及び閣僚理事会の規則（EU）第二〇二一・六九五号第二十二條5の規定に基づき日本の事業体が連合の戦略的な資産、利益、自主性又は安全保障に関連する措置に参加する資格を有するかどうかを決定する前に、次のような特定の情報又は保証を要請することができる。

(a) 連合において設立された事業体に対し、関連するホライズン・ヨーロッパ計画の措置に相当する既存の及び計画される日本国の計画、活動、措置若しくは事業又はそれらの一部への相互のアクセスが認められているかどうか又は今後認められるかどうかに関する情報

(b) 日本国政府が国の投資審査制度を有するかどうかに関する情報、並びに当該制度の適用に当たり、連合の戦略的な資産、利益、自主性又は安全保障に関連する措置についてホライズン・ヨーロッパ計画の資金を受領した日本の事業体に対し、日本国外において設立され、又は日本国外から支配されている事

業体による外国投資又は事業の買収が計画されていることを日本国の当局が知った事例について欧州委員会に報告し、及びこれと協議すること（欧州委員会が、関連する日本の事業体との助成金に関する契約への署名の後に、当該日本の事業体の一覧を日本国政府に提供する場合に限る。）の保証

(c) 関連する措置の下で日本の事業体により開発された成果、技術、サービス及び製品のいずれも、当該措置の期間中及び当該措置が終了した後四年間、構成国への輸出規制の対象とならないことの保証。日本国政府は、当該措置の期間中及び当該措置が終了した後四年間、毎年、国の輸出規制の対象となる最新の一覧を共有する。

2 日本の事業体は、1の規定の実施に基づく参加の範囲との整合性を確保するために必要な制限がない限り、連合において設立された事業体に適用される条件と同等の条件で、共同研究センターの活動に参加することができる。

3 日本国政府は、ホライズン・ヨーロッパ計画への日本国政府の参加に関する共同研究センターの活動、特に同センターの多年度にわたる作業計画について定期的に通報を受ける。日本国政府の代表者は、ホライズン・ヨーロッパ計画への日本国政府の参加に関係する事項につき、同センターの理事会の会合にオブ

ザーバーとして招請されることができる。

4 日本国政府及び日本の事業体は、連合が欧州連合の運営に関する条約第百八十五条及び第百八十七条の規定の適用を通じてホライズン・ヨーロッパ計画を実施する場合には、これらの規定に基づいて創設される法律上の機構の設立のために採択された又は今後採択される連合の法的文書に従い、当該法律上の機構に参加することができる。

5 日本国政府がホライズン・ヨーロッパ計画の第二の柱に参加することを考慮して、日本国政府の代表者若しくは専門家又は日本国政府が指定する専門家は、閣僚理事会決定（E U）第二〇二一・七六四号第十四条に規定する委員会がホライズン・ヨーロッパ計画の第二の柱の実施に関する事項について討議するときは、投票権なしで日本国に関係する事項につきオブザーバーとして参加する権利を有する。その参加は、欧州連合の計画への日本国政府の参加に関する日本国政府と欧州連合との間の協定（以下「協定」という。）第五条の規定に基づいて行う。当該委員会の会合への日本国政府の代表者若しくは専門家又は日本国政府が指定する専門家の参加に係る旅費は、エコノミー・クラスの分について払戻しを行う。その他旅費及び滞在費の払戻しに関する全ての事項については、構成国の代表者に適用される規則と同一の規則

により規律される。

6 両締約者は、関連する国際協定並びに日本国及び連合のそれぞれの法令に基づき、この議定書の対象となる活動に参加する者の自由な移動及び居住を円滑にし、並びに当該活動において使用することを目的とする物品及びサービスの国境を越える移動を円滑にするため、あらゆる努力を払う。

第三条 相互主義

連合において設立された事業体は、日本国の法令に基づき、ホライズン・ヨーロッパ計画の第二の柱の下で行われるものに相当する日本国の計画、活動、措置又は事業（例外的な場合には、それらの一部）に日本の事業体と共に参加することができる。

当該相当する日本国の計画、活動、措置又は事業（例外的な場合には、それらの一部）の一覧（全てを網羅するものではないもの）は、この議定書の附属書Ⅱに定める。

連合において設立された事業体に対する日本国政府による資金供与は、研究及びイノベーションに関する計画、活動、措置又は事業（例外的な場合には、それらの一部）の運営を規律する日本国の法令の適用を受ける。当該資金供与が行われない場合には、連合において設立された事業体は、自らの資金により参加する

ことができる。

第四条 開かれた科学（オープン・サイエンス）

両締約者は、日本国の法令及び政策並びにホライズン・ヨーロッパ計画の規則に基づき、両締約者の計画、活動、措置又は事業（例外的な場合には、それらの一部）における開かれた科学（オープン・サイエンス）の実践を相互に促進し、及び奨励する。

第五条 抛出、調整の仕組み及び自動的な修正の仕組みに関する細則

1 協定第八条に定める自動的な修正の仕組みは、ホライズン・ヨーロッパ計画に対する日本国政府の運営分担金（緊急時予備費を除く。）について適用する。協定第七条に定める調整の仕組みは、ホライズン・ヨーロッパ計画に対する日本国政府の運営分担金については、適用しない。

2 1に規定する自動的な修正の仕組みは、競争的な助成金によって実施されるホライズン・ヨーロッパ計画の第二の柱の部分における日本国政府及び日本の事業体の実績に基づいて行われる。

3 1に規定する自動的な修正の仕組みの適用に関する細則は、この議定書の附属書Iに定める。

第六条 相互の同意による停止

1 日本国政府は、署名済みの助成金に関する契約に基づき日本の事業体に交付される資金の総額（N年の十二月第一水曜日に欧州委員会の電子的なシステムである外部共通研究データベース（以下「e-Corda」という。）から抽出され、及び日本国政府の求めに応じて欧州委員会が算出したもの）が、N年に日本国政府が支払った運営分担金（緊急時予備費を除く。）の八十パーセントを超える場合には、この議定書の適用を要請が行われた年の翌年の会計年度について停止するよう要請することができる。

2 日本国政府が1の規定に基づき停止の要請を行った場合には、連合は、当該要請の受領の後三十日以内に書面による回答を送付する。連合が日本国政府の要請を受け入れたことを確認した場合には、この議定書の停止は、当該停止の要請が受領された年の翌年の一月一日に効力を生ずる。

3 2の規定に基づいてこの議定書の適用が停止された場合には、日本の事業体は、当該適用が停止された会計年度の約束予算を財源とする連合の資金交付手続に参加する資格を有しない。ただし、欧州議会及び閣僚理事会の規則（EU）第二〇二一・六九五号第二十二条の規定及び同規則同号第二十三条2に規定する例外の適用を妨げない。

4 2の規定に基づいてこの議定書が停止された年であって、その停止がされなかったとしたならば日本国

政府が参加費を支払ったであろうものについては、日本国政府は、運営分担金を支払わない。ただし、日本国政府は、当該停止された年について、当該停止が効力を生じた年の前年の参加費に一パーセントを加算した額に相当する年間参加費を支払う。

5 日本国政府は、いつでも、2の規定による停止の終了を要請することができる。連合は、その要請の受領の後三十日以内に書面による回答を送付する。連合が日本国政府の要請を受け入れた場合には、当該停止は、その翌年の初日に、又は両締約者が共同で決定した場合にはその年の初日に遡及して、適用されなくなる。当該停止が遡及して適用されなくなる場合には、対応する年の拠出金の総額を日本国政府が支払う。日本国政府が既に支払った各年の年間参加費は、協定第六条5及び10に定める方法に基づいて算出される参加費と相殺される。

6 日本の事業体は、申請の提出期限が到来していない場合に限り、2の規定による停止が5の規定に基づいて適用されなくなる日から、関連する会計年度の約束予算を財源とする連合の資金交付手続に参加する資格を有する。

7 2の規定による停止は、当該停止が効力を生ずる前にこの議定書に基づいて日本の事業体との間で結ば

れた法的な約束に影響を及ぼすものではない。この議定書の条件は、当該法的な約束について引き続き適用する。

第七条 日本国政府の国内の連絡窓口

日本国政府は、ホライズン・ヨーロッパ計画への準参加の利益を増大させ、及び有効性を高めるため、潜在的な申請者に対し、申請の質を向上させるために相談、助言及び必要な支援を行う国内の連絡窓口を指定することができる。

第八条 最終規定

1 この議定書は、二千二十六年一月一日から適用する。この議定書は、ホライズン・ヨーロッパ計画の第二の柱を財源とする全ての活動、措置又は事業（例外的な場合には、それらの一部）、連合の財政的利益を保護するために必要な全ての行動及び両締約者間のこの議定書の実施に基づく全ての財政的義務が完了するまでに要する限りにおいて、引き続き効力を有する。

2 附属書は、この議定書の不可分の一部を成す。

(a) 附属書 I ホライズン・ヨーロッパ計画に対する日本国政府の拠出を規律する規則

(b) 附属書Ⅱ 相当する日本国の計画、活動、措置又は事業（例外的な場合には、それらの一部）の一覧

附属書Ⅰ ホライズン・ヨーロッパ計画に対する日本国政府の拠出を規律する規則

第一節 日本国政府の拠出金に関する算出

1 ホライズン・ヨーロッパ計画の第二の柱に対する日本国政府の拠出金は、協定第六条及び第八条並びにこの附属書Ⅰ第二節の規定に基づいて毎年定める。

2 日本国政府は、二千二十六年及び二千二十七年については、千三百七十万ユーロ（緊急時予備費のための一パーセントを含む。）の額の程度の運営分担金を支払う。二千二十六年の運営分担金は、六百八十七万三千四百九十三ユーロ（緊急時予備費のための六万八千七百三十四・九三ユーロを含む。）とする。

3 日本国政府の参加費は、協定第六条5及び10の規定に基づいて定め、及び段階的に増加する。

4 日本国政府は、協定第十四条4の規定の適用を妨げることなく、日本国の法令に基づき、及び自らの年次予算の範囲内で、2及び3に規定する運営分担金及び参加費を支払う。

第二節 日本国政府の運営分担金の自動的な修正

1 協定第八条及びこの議定書第五条に定める自動的な修正の算出については、次の方式を適用する。

(a) 「競争的な助成金」とは、ホライズン・ヨーロッパ計画の第二の柱の下で開始される提案の公募を通じて供与される助成金であつて、自動的な修正の算出の時に最終的な受益者を特定できるものをいう。ただし、財政規則第二百七条に定める第三者に対する財政上の支援については、除外する。

(b) 法的な約束がコンソーシアムとの間で締結される場合には、協定第八条2に規定する法的な約束の当初の額を定めるために使用される額は、助成金に関する契約における指標となる予算の内訳に基づいて日本の事業体である受益者に割り当てられる累計額とする。

(c) 競争的な助成金に対応する法的な約束の全額は、e-Corda を使用して確定され、Nプラス二年の二月第二水曜日に抽出される。

(d) 「非介入費用」とは、競争的な助成金以外のホライズン・ヨーロッパ計画の費用（支援のための経費及び計画ごとの運営その他の措置に関連する費用を含む。）をいう。

(e) 最終的な受益者である事業体として国際機関に割り当てられた額は、非介入費用とみなす。

2 自動的な修正の仕組みは、次のとおり適用する。

(a) 協定第六条6の規定に従つて増額されたN年の約束予算の執行に関するN年の自動的な修正は、Nプ

ラス二年に、e-Corda によるN年及びNプラス一年のデータに基づいて適用する。当該仕組みにおいて考慮される競争的な助成金の額は、修正の算出の時点においてデータが入手可能なホライズン・ヨーロッパ計画の第二の柱に関するものとする。

(b) Nプラス二年から二千二十九年までは、N年における自動的な修正の額は、次の(i)と(ii)との差額により算出する。

(i) N年の予算に基づいて行われた約束としてホライズン・ヨーロッパ計画の第二の柱の下で日本国政府又は日本の事業体に割り当てられた競争的な助成金の総額

(ii) N年における日本国政府の運営分担金の額（緊急時予備費を除く。）に次の(A)の(B)に対する比率を乗じて得た額

(A) ホライズン・ヨーロッパ計画の第二の柱の下でN年の約束予算（協定第六条6の規定に従って増額されたもの）に計上された競争的な助成金の額

(B) ホライズン・ヨーロッパ計画の第二の柱の下で承認された全てのN年の予算上の約束予算の総額
（非介入費用を含む。）

第三節 日本国政府の拠出金の支払及び日本国政府の運営分担金に適用される自動的な修正に係る

支払

1 欧州委員会は、可能な限り速やかに、かつ、遅くとも会計年度の資金の要請を行う時まで、次の情報を日本国政府に通報する。

- (a) 第一節2に定める運営分担金の額
- (b) 協定第六条10に定める参加費の額
- (c) ホライズン・ヨーロッパ計画の該当部分について自動的な修正を算出するために次の二の情報が必要となるNプラス二年以降においては、ホライズン・ヨーロッパ計画の第二の柱の下で日本の事業体のために結ばれる約束の水準（対応する年の予算に基づいて区分されたもの）及び関連する全ての約束の水準

2 欧州委員会は、遅くとも各会計年度の六月までに、この議定書に基づく日本国政府の拠出金に相当する日本国政府に対する資金の要請を行う。当該資金の要請においては、当該要請が行われた後三十日以内に日本国政府が拠出金を支払うことを定める。協定が二千二十六年四月一日以後に署名される場合には、欧

州委員会は、この議定書の実施の最初の年については、協定への署名の時から六十日以内に資金の要請を行う。

3 二千二十九年以降の各年（N年）における資金の要請には、Nマイナス三年中に支払われた運営分担金に適用される自動的な修正の額も反映される。二千二十九年及び二千三十年の各会計年度については、日本国政府が二千二十六年及び二千二十七年に支払った運営分担金に適用される自動的な修正の結果生じた額は、日本国政府に対して支払われるか、又は日本国政府が支払う。

4 日本国政府は、この第三節の規定に従ってこの議定書に基づく拋出金を支払う。日本国政府が支払期日までに拋出金を支払わない場合には、欧州委員会は、正式な督促の書簡を送付する。拋出金の支払の遅延に関しては、支払期日からの未払額について日本国政府による遅延利息の支払が生ずる。支払期日までに支払われない額に対する利率は、欧州連合の官報Cシリーズに公表される欧州中央銀行が主要な再融資の業務に適用する利率であって支払期日の属する月の初日に有効であるものに三・五パーセントを加算して得た率とする。

附属書Ⅱ 相当する日本国の計画、活動、措置又は事業（例外的な場合には、それらの一部）の一覧

次の一覧（全てを網羅するものではないもの）は、ホライズン・ヨーロッパ計画の第二の柱に相当する日本国の計画、活動、措置又は事業（例外的な場合には、それらの一部）とみなす。

国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する戦略的創造研究推進事業CREST

国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する戦略的創造研究推進事業ERATO